



鳥取県公報

令和5年5月23日（火）
号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（4）（教育総務課）・・・2

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月23日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会訓令第4号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第9条—第11条、第14条関係） 一般の事務に関する事務処理権限					別表第2（第9条—第11条、第14条関係） 一般の事務に関する事務処理権限				
事項		事務処理権限の 区分			事項		事務処理権限の 区分		
種類	内容	教 育 長	専決 権者	委任 決裁 権者	種類	内容	教 育 長	専決 権者	委任 決裁 権者
			次 長	課 長 等				局 長	課 長 等
略					略				
十一 公	略				十一 公	略			
文書に 関する 事務	2 <u>個人情報保護に 関する法律（平成15 年法律第57号）及び 鳥取県個人情報保護 条例（令和4年鳥取 県条例第29号）に基 づく事務のうち次に 掲げる事務</u>				文書に 関する 事務	2 鳥取県個人情報保 護条例（平成11年鳥 取県条例第3号）に 基づく事務のうち次 に掲げる事務			
	(1) <u>同法第75条第 1項の規定による 個人情報ファイル</u>			○		(1) 同条例第5条 の規定による個人 情報取扱事務の登 録又は登録の変更 若しくは抹消（本 庁組織が要求した 予算に係る事業で 取り扱う個人情報 に係るものに限 る。）			○
						(2) <u>同条例第6条 第1項の規定によ る個人情報ファイ</u>			○

<p>簿並びに同条例第8条の規定による<u>条例個人情報ファイル簿</u>の作成及び公表（本庁組織が管理している個人情報ファイルに係るものに限る。）</p>			<p>ル簿の作成及び公表（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）</p>	
<p>(2) <u>同法第82条</u>の規定による<u>保有個人情報</u>（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、<u>同法第83条第2項</u>の規定による<u>期間の延長の決定</u>及び<u>同法第84条</u>の規定による<u>期限の特例の適用の決定</u></p>			<p>(3) <u>同条例第14条</u>の規定による<u>個人情報</u>（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、<u>不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2</u>の規定による<u>開示請求を拒否する決定</u></p>	
<p>ア・イ 略</p>		<p>ア・イ 略</p>		
<p>(3) <u>同法第85条第1項</u>及び<u>第96条第1項</u>の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している<u>保有個人情報</u>に係るものに限る。）</p>			<p>(4) <u>同条例第18条</u>の3 <u>第1項</u>及び<u>第24条の2 第1項</u>の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している<u>個人情報</u>に係るものに限る。）</p>	
<p>ア・イ 略</p>		<p>ア・イ 略</p>		
<p>(4) <u>同条例第14条第1項</u>の規定による<u>直ちに開示決定等を行う保有個人情報</u>の決定</p>	<p>○</p>		<p>(5) <u>同条例第19条第1項</u>の規定による<u>口頭により開示請求ができる個人情報</u>の決定</p>	<p>○</p>
<p>(5) <u>同法第93条</u>の規定による<u>保有個人情報</u>（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定、<u>同法第94条第2項</u>の規定による<u>期間の延長の決定</u>及び<u>同法第95条</u>の</p>			<p>(6) <u>同条例第23条第1項</u>及び<u>第2項</u>の規定による<u>個人情報</u>（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び<u>期間の延長</u></p>	

規定による期限の特例の適用の決定					
ア～ウ 略					
(6) 同法第101条の規定による保有個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定、同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定					
ア～ウ 略					
(7) 同法第114条の規定による提案の審査等（本庁組織が管理している個人情報ファイルに係るものに限る。）					
ア・イ 略					
略					
略					

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）
一般の事務に関する事務処理権限

ア～ウ 略					
(7) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び期間の延長					
ア～ウ 略					
(8) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 軽易なもの			○		
(9) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）					
ア・イ 略					
略					
略					

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）
一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処 理権限 の区分	
種類	内容	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
		所 長 等	所 長 等
略			
四 <u>個人 情報の 保護に 関する 法律及 び鳥取 県個人 情報保 護条例 に関する 事務</u>	1 <u>同法及び同条例に規定する 事務のうち次に掲げるもの</u>		
	(1) <u>同法第75条第1項の規 定による個人情報ファイル 簿並びに同条例第8条の規 定による条例個人情報ファ イル簿の作成及び公表（教 育局等が管理している個人 情報ファイルに係るものに 限る。）</u>	○	
	(2) <u>同法第82条の規定によ る保有個人情報（教育局等 が管理しているものに限 る。）の開示請求に対する 決定、同法第83条第2項の 規定による期間の延長の決 定及び同法第84条の規定に よる期限の特例の適用の決 定</u>	○	
	(3) <u>同法第85条第1項及び 第96条第1項の規定による 事案の移送の決定（教育局 等が管理している保有個人 情報に係るものに限る。）</u>	○	

事項		事務処 理権限 の区分	
種類	内容	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
		所 長 等	所 長 等
略			
四 鳥取 県個人 情報保 護条例 に関する 事務	1 <u>同条例に規定する事務のう ち次に掲げるもの</u>		
	(1) <u>同条例第5条の規定に よる個人情報取扱事務の登 録又は登録の変更若しくは 抹消（教育局等が要求した 予算に係る事業で取り扱う 個人情報に係るものに限 る。）</u>	○	
	(2) <u>同条例第6条第1項の 規定による個人情報ファイ ル簿の作成及び公表（教育 局等が要求した予算に係る 事業で取り扱う個人情報 ファイルに係るものに限 る。）</u>	○	
	(3) <u>同条例第14条の規定に よる個人情報（教育局等が 管理しているものに限 る。）の開示請求に対する 決定、不存在通知及び期間 の延長並びに第18条の2の 規定による開示請求を拒否 する決定</u>	○	
(4) <u>同条例第18条の3第1 項及び第24条の2第1項の 規定による事案の移送の決 定（教育局等が管理してい る個人情報に係るものに限 る。）</u>	○		

	<p>(4) <u>同法第93条の規定による保有個人情報</u>（教育局等が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定、<u>同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定</u></p>	○		<p>(5) <u>同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報</u>（教育局等が管理しているものに限る。）の訂正請求に対する決定及び<u>期間の延長</u></p>	○
	<p>(5) <u>同法第101条の規定による保有個人情報</u>（教育局等が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定、<u>同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定</u></p>	○		<p>(6) <u>同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報</u>（教育局等が管理しているものに限る。）の利用停止請求に対する決定及び<u>期間の延長</u></p>	○
	<p>(6) <u>同法第114条の規定による提案の審査等</u>（教育局等が管理している個人情報ファイルに係るものに限る。）</p>	○		<p>(7) <u>同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報</u>（教育局等が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</p>	○
略	略	<p>(8) <u>同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等</u>（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）</p>	○		

附 則

この訓令は、令和5年5月23日から施行する。